

- b) 緊急に必要なことが予測される医療情報の見読性の確保手段(推奨)
- c) 緊急に必要なことまではいえない医療情報の見読性の確保手段(推奨)

⑤ 保存性確保

- a) 外部保存を受託する事業者での保存確認機能
施設内保存と同項目（(2) ③④）の確認
- b) 標準的なデータ形式及び転送プロトコルの採用(推奨)
- c) データ形式及び転送プロトコルのバージョン管理と継続性確保

⑥ 診療録等の個人情報を電気通信回線で伝送する間の個人情報の保護

- a) 秘匿性の確保のための適切な暗号化
- b) 通信の起点・終点識別のための認証

⑦ 診療録等の外部保存を受託する機関内での個人情報の保護

- a) 外部保存を受託する機関における個人情報保護
- b) 外部保存を受託する機関における診療録等へのアクセス禁止
受託事業者が医療機関等以外の場合には、「8.1.2 外部保存を受託する機関の選定基準」に記された要件を参照のこと。
- c) 障害対策時のアクセス通知
- d) アクセスログの完全性とアクセス禁止

⑧ 患者への説明

- a) 診療開始前の説明方法
- b) 患者本人の理解を得ることが困難であるが診療上の緊急性がある場合の説明方法
- c) 患者本人の理解を得ることが困難であるが診療上の緊急性が特でない場合の説明方法

⑨ 受託事業者に対する監査項目

- a) 保存記録（内容、期間等）
- b) 受託事業者における管理策とその実施状況監査

(4) スキャナ等により電子化して保存する場合

- ① スキャナ読み取りの対象文書の規程
- ② スキャナ読み取り電子情報と原本と同等であることを担保する情報作成管理者の任命
- ③ スキャナ読み取り電子情報への作業責任者（実施者または管理者）の電子署名法に適合した電子署名・タイムスタンプ